

山形村における女性職員の活躍の
推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 22 日

山 形 村 長
山 形 村 議 会 議 長
山形村選挙管理委員会
山形村代表監査委員
山形村教育委員会
山形村農業委員会

(目 次)

前文	1
1 計画期間	1
2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等	1
3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標	1
【課題と目標】	2
4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組み及び実施時期	2
(1) 時間外勤務時間の縮減	2
(2) 年次休暇の取得率向上	3
(3) 教育訓練及び登用	4
(4) ワークライフバランスの推進	4
(5) 職員採用	5
5 次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画との関係	5
資料	7
① 採用した職員に占める女性職員の割合	8
② 平均した勤続勤務年数の男女の差異等	8
③ 職員1人当たりの各月ごとの時間外勤務時間	9
④ 管理的地位にある女性職員の割合	10
⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合	10
⑥ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間	10
⑦ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇平均取得日数	10

山形村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

山形村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、山形村長、山形村議会議長、山形村選挙管理委員会、山形村代表監査委員、山形村教育委員会、山形村農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、今後ますます多様化する行政課題に適切に対応していくためには、女性職員の活躍が重要であると考えている。そこで、組織全体で女性職員の活躍を推進するため、人事担当課、男女共同参画推進担当課及び子育て支援担当課等関係職員を構成員とした「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画策定・推進委員会」を設置（人事担当課に推進責任者を置く。）し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、本計画を策定する複数の特定事業主の共通した目標であり、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【課題と目標】

(1) 時間外勤務時間の縮減

平成 32 年度までに、職員の平均時間外勤務時間を、平成 26 年度実績（月 5.5 時間）から 2 割以上縮減し、月 4 時間以下にする。

(2) 年次休暇の取得率向上

平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成 26 年度の実績（8.78 日）を 7 割以上引き上げ、15 日以上にする。

(3) 教育訓練及び登用

平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 27 年 4 月 1 日実績（27.3%）より 8%以上引き上げ、35%以上にする。

(4) ワークライフバランスの推進

平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 13%以上に
する。加えて、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得目標を、対
象となる男性職員の全員が両休暇合計 5 日以上取得することを目指す。ま
た、介護休暇についても制度について職員に十分説明し、男性職員及び女
性職員が共に介護休暇を取得しやすく、介護に専念できる状態をつくる。

(5) 職員採用

平成 32 年度までに、女性の事務採用試験の受験割合を、平成 26 年度
の実績割合（31%）より引き上げ、受験者総数に占める女性割合を 50%以
上にする。また、採用者の女性割合を、平成 26 年度の実績（25%）より
引き上げ、50%以上にする。特に事務職に係る女性受験者数が少なく、採
用者に占める女性割合の低下の要因となっているため、事務職において
も受験者総数に占める女性割合 50%以上を目指す。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

数値目標と具体的な取組

(1) 時間外勤務時間の縮減

平成 32 年度までに、職員の平均時間外勤務時間を、平成 26 年度実績（月 5.5 時間）から 2 割以上縮減し、月 4 時間以下にする。

○ 具体的な取組

① 人事評価制度の活用

目標管理による業績評価の期首面談において、限られた時間の中で集中的・効率的に業務を行う方法を評価者及び被評価者間で確認する。また、評価に当たっては効率的な業務の実施状況についても評価対象とすることにより職員の意識変革を進め、時間外勤務時間の縮減を図る。

② 事務・事業の改善

職務内容によっては時間外勤務を避けられない状況にあるが、このような状況下にあっても効率的な業務や集中的な業務のあり方について改善できる事項は積極的に改善を進め、時間外勤務時間の縮減を図る。

③ 時間外勤務制限に関する制度の周知

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに3才未満の子を養育する職員の時間外勤務を制限する制度について、その適切な利用を促すため周知徹底を図る。

④ 一斉定時退庁日の実施

平成28年度より、県及び周辺市村の実施状況を見ながら定時退庁日のあり方について研究し、できるだけ早期に定時退庁日を設定する。また、定時退庁日の設定後は、課長等が各職員に早期退庁を勧奨する。

(2) 年次休暇の取得率向上

平成32年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成26年度の実績(8.78日)を7割以上引き上げ、15日以上にする。

○ 具体的な取組

① 年次休暇の計画的使用の促進について毎年度通知を発出し、計画的な使用と取得促進に取り組むよう周知する。

② 年間15日の年次休暇取得の達成に向け、各課等において四半期ごとに休暇計画表を作成し、課長等は、職員の年次休暇の取得状況を把握し計画的な年次休暇の取得促進を図る。

- ③ 課長等は、職員の業務内容を常に把握し、職員が安心して年次休暇の取得ができるよう、必要に応じ課等内部組織について応援体制を整備する。
- ④ 月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」や「ハッピーフライデー」の促進を図る。また、夏季休暇やゴールデンウィーク等と年次休暇を併せた連続休暇取得の促進を図る。

(3) 教育訓練及び登用

平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 27 年 4 月 1 日実績 (27.3%) より 8%以上引き上げ、35%以上にする。

○ 具体的な取組

- ① 女性職員を多様なポストに積極的に配置し、キャリア形成と意欲の向上を図る。
- ② 山形村人材育成基本方針に基づき、研修会など女性職員個々がスキルアップできる環境づくりを図り、職員の人材育成を促進する。

(4) ワークライフバランスの推進

平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 13%以上にする。加えて、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得目標を、対象となる男性職員の全員が両休暇合計 5 日以上取得することを目指す。また、介護休暇についても制度について職員に十分説明し、男性職員及び女性職員が共に介護休暇を取得しやすく、介護に専念できる状態をつくる。

○ 具体的な取組

- ① 組織として、男性職員の育児参画等を進める職場風土を形成する。
- ② 平成 28 年度より、出産を控えているすべての男女に対し、人事担当による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に関する助言を行う。
- ③ 平成 28 年度中に、各種両立支援制度に関する情報をまとめ、職員に配布するとともに、グループウェアで閲覧できる状態にする。

- ④ 平成 28 年度より、育児休業等の取得後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修等の必要な支援を行う。
- ⑤ 平成 28 年度よりワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価制度のあり方について研究し、早期に制度設計をして、その運用を図る。

(5) 職員採用

平成 32 年度までに、女性の事務採用試験の受験割合を、平成 26 年度の実績割合（31%）より引き上げ、受験者総数に占める女性割合を 50%以上にする。また、採用者の女性割合を、平成 26 年度の実績（25%）より引き上げ、50%以上にする。特に事務職に係る女性受験者数が少なく、採用者に占める女性割合の低下の要因となっているため、事務職においても受験者総数に占める女性割合 50%以上を目指す。

○ 具体的な取組

- ① 平成 28 年度より女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる魅力ある職場であることを、ホームページ等を通じ広報する。
- ② 平成 28 年度より職場生活・家庭生活の両立支援制度の内容について職員採用応募要項に記載する。

5 次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画との関係

法に基づく本村の特定事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条に基づき策定する本村の次世代行動計画と整合性を有するものであり、法に基づく特定事業主行動計画と次世代行動計画は一体のものとする。

資 料

内閣府令第 2 条に基づき把握する項目

- ① 採用した職員に占める女性職員の割合
- ② 平均した継続勤務年数の男女の差異
- ③ 職員一人当たりの各月ごとの時間外勤務時間
- ④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための
休暇取得率及び平均取得日数

○内閣府令第2条に基づき把握する必須項目

本村では、平成26年度の状況について以下の事項を把握する。

① 採用した職員に占める女性職員の割合

平成27年4月1日付けで職員に任命した者（事務） 単位：人

職	男	女	計	女性の割合
事務	5	1	6	16.7
保健師	0	1	1	100.0
保育士	1	0	1	0.0
計	6	2	8	25.0

（参考）受験者のうち女性が占める割合 平成26年9月21日試験実施
単位：人

職	男	女	計	女性の割合
事務	19	3	22	13.6
保健師	0	1	1	100.0
保育士	1	5	6	83.3
計	20	9	29	31.0

② 平均した勤続勤務年数の男女の差異等（勤続年数は平成27年4月1日現在）

勤続年数 単位：人、年

性別	人数	勤続年数	平均勤続年数	差異
男	46	941	20.46	特に認められない
女	37	721	19.49	
計	83	1662	20.02	

③ 職員 1 人当たりの各月ごとの時間外勤務時間（平成 26 年度） 単位：時間

支給対象職員数	月	超過勤務時間計	1 人当たり超過勤務時間
70 人 (うち女性 34 人)	4	387 (180)	5.53 (5.29)
	5	329 (155)	4.70 (4.56)
	6	388 (174)	5.47 (5.12)
	7	336 (157)	4.80 (4.62)
	8	499 (217)	7.13 (6.38)
	9	530 (219)	7.57 (6.44)
	10	602 (238)	8.60 (7.0)
	11	328 (171)	4.69 (5.03)
	12	271 (161)	3.87 (4.74)
	1	329 (157)	4.70 (4.62)
	2	318 (194)	4.54 (5.71)
	3	243 (134)	3.47 (3.94)
	計	4560 (2157)	65.14 (63.44)

(参考) 課等別時間外勤務時間（平成 26 年度）

単位：時間

課等の名称 (手当支給対象者)	超過勤務時間計	1 人当たり超過勤務時間
議会事務局 (1 人)	111	111.0
会計課 (1 人)	39	39.0
総務課 (8 人)	403	50.38
税務課 (4 人)	215	53.75
住民課 (6 人)	294	49.0
産業振興課 (5 人)	448	89.6
建設水道課 (6 人)	242	40.33
保健福祉課 (12 人)	660	55.0
子育て支援課 (5 人)	274	54.8
保育園 (15 人)	1237	82.47
教育委員会 (7 人)	637	91.0
計	4560	65.14

④ 管理的地位にある女性職員の割合（平成 27 年 4 月 1 日現在） 単位：人

職	男	女	計	女性の割合 %
課長	8	3	11	27.3

⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（平成 27 年 4 月 1 日現在）

級	職	人数計（人）	男性数（人）	女性数（人）	女性の割合
1	主事補	7	4	3	42.9%
	主事	13	8	5	38.5%
2	主任	6	4	2	33.3%
3	主査	19	8	11	57.9%
	係長	18	11	7	38.9%
4	課長補佐	7	3	4	57.1%
5	課長	6	4	2	33.3%
6	困難課長	5	4	1	20.0%
	計	81	46	35	43.2%

⑥ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

平成 26 年度実績

男	取得期間	女	取得期間
0 人	0 年	1 人	3 年

備考：男性職員については、現在まで育児休業取得者の実績なし

⑦ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

該当者数	取得日数	特別休暇の内容
1 人	2 日	配偶者の出産に伴う休暇